

理容所の手引き



令和7年4月

岐阜市保健所生活衛生課

目次

1	開設手続き	2
2	構造設備の基準	3
	■平面図例	4
3	維持管理の基準	
	(1) 理容所において講ずべき措置	5
	(2) 器具等の消毒方法	6
4	開設後の保健所への届出等	8
5	理容所・美容所の重複開設について	9
6	出張理容について	9
7	届出の記入例	
	(1) 開設届	1 2
	(2) 地位承継届	
	①譲渡による承継	1 6
	②（個人）相続による承継	1 8
	③（法人）合併による承継	2 0
	④（法人）分割による承継	2 1
	(3) 従事者変更届	2 2
	(4) 変更届	2 3
	(5) 廃止届	2 4
	(6) 出張理容届	2 5
	(7) 出張理容廃止届	2 8
8	理容業に関する主な関連機関連絡先	2 9

1 開設手続き

事前相談



開設の届出



現地確認検査



数日～
1週間程度

検査確認済証の交付



営業の開始

開設しようとする施設が構造基準に合致するかを、施設の設計変更が可能な段階で担当者に相談してください。

【必要書類】

- ☐ 施設の平面図

オープン予定日の遅くとも1週間前までには必要書類を保健所に提出してください。

【必要書類】

- ☐ 理容所開設届出書（様式第1号）
- ☐ 理容師免許証（原本）
- ☐ 理容師が2名以上の場合は管理理容師の修了証（原本）
- ☐ 理容師全員の健康診断書（結核、感染性皮肤病疾患がないことを証明 任意様式）
- ☐ （開設者が外国人の場合）住民票の写し（国籍等を記載したもの）
- ☐ 施設の平面図（手書き可、別紙添付可）
- ☐ 理容所周辺地図（手書き可、別紙添付可）
- ☐ 手数料16,000円（非課税）※キャッシュレス決済可

届出の内容と相違ないか、衛生の維持が保たれているか必要な項目のチェックを行います。

【確認事項】

- ☐ 施設の構造等が届出どおりか
- ☐ 消毒設備（薬品、紫外線消毒器といったもの）
- ☐ 応急手当用品

現地確認検査の結果、問題がなければ数日後に理容所検査確認済証が発行されます。保健所まで受け取りに来て
ください。

郵送による受け取りを希望される場合は、レターパック又は切手を貼った返信用封筒をご準備いただき、あらかじめ担当者にお渡しください。

書類の記入にあっては、黒のボールペンを使用し、容易に消せるペンは使用しないでください。

2 構造設備の基準

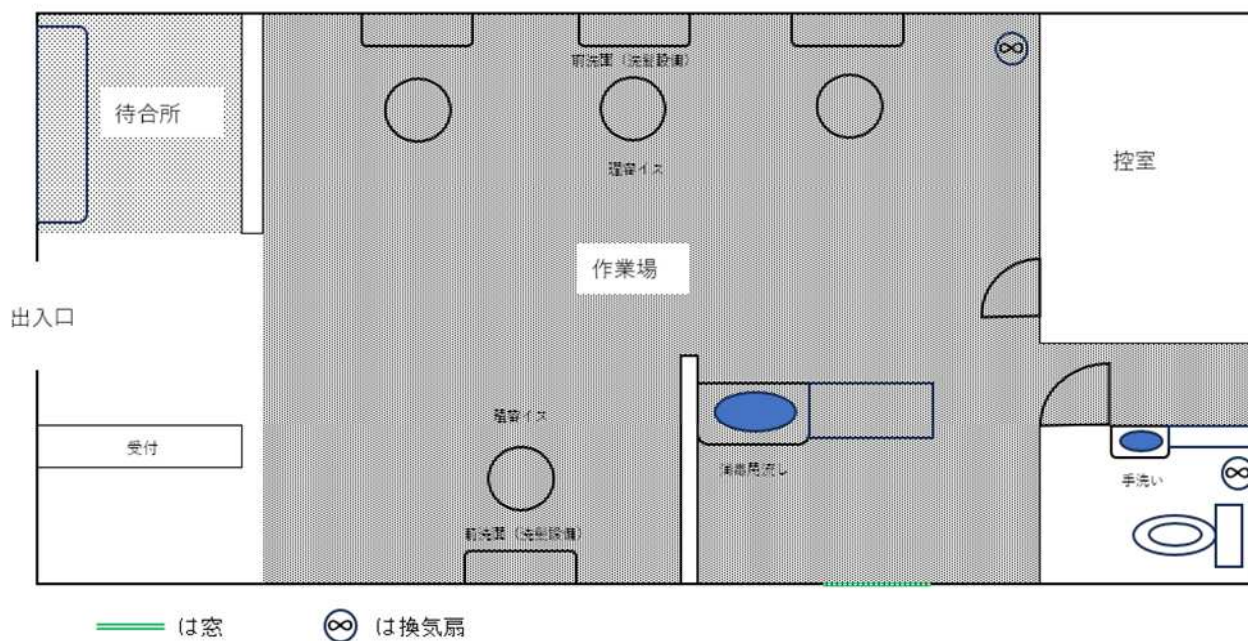
作業場	10㎡以上確保すること（面積はうちのりで算出） （イスが2脚を超える場合、1脚増えるごとに追加で3.3㎡の広さが 必要。踏み込み、トイレ、休憩室等の作業に直接関係ない場所の面積は 含まない。）	条1の3-(1) 条1の3-(2)
	床・腰張りはコンクリート、タイル、リノリウム等不浸透性材料を使用 したものであること。	省26-1
	居住室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等により完全に区分 するように努めること。	要領2-6
待合所	客の待合所を設けるように努めること。	要領2-3
	作業場と待合所は明確に区分するように努めること。	要領2-5
洗場・洗髪施設	作業場内に手指や器具等の洗場を設けること。	省26-2
	流水装置とすること。	省26-2
	洗い場は不浸透性材料を使用し、排水設備を備えること。	条1の3-(4)
	作業場内に流水式の洗髪設備を備えること。 （頭髪に係る施術以外の施術を専門に行う理容所の場合は省略できる。）	条1の3-(3)
収納等	皮膚に接する器具類を、消毒済みのものと未消毒のものを区別するた めに必要な収納ケース等を備えること。	条1の2-(7) 要領3-1(14)
採光・照明・ 換気	採光、照明及び換気を十分にすること。	法12-3
	作業場内の二酸化炭素濃度が5,000ppm以下であること。	省27-2
	作業面の照度が100Lux以上であること	省27-1
箱	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	省26-3 条1の2-(9)
トイレ	隔壁によって作業場と区分され、専用の手洗い設備を有するよう努める こと。	要領2-10
	手洗い設備は流水式とし、石けんを備えるように努めること。	要領4-20
設備 消毒	消毒設備を設けること。 「器具等の適正な消毒方法」（6ページ）参照	法12-2
処置 救急	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。	条1の3(5)

法：理容師法 省：理容師法施行規則 条：岐阜市理容師法施行条例

要領：理容所及び美容所における衛生管理要領

■平面図の例

★理容所の平面図(例)



3 維持管理の基準

(1) 理容所において講ずべき措置

法令等に基づく基準は以下のとおりです。

採光・照明・ 換気	採光、照明及び換気を十分にすること。	法 12-3
	作業場内の二酸化炭素濃度が 5,000ppm 以下であること。	省 27-2
	作業面の照度が 100Lux 以上であること。	省 27-1
理容師の保清等	衣類を清潔に保つこと。	条 1 の 2(1)
	爪を短く切ること。	条 1 の 2(2)
	手指は、少なくとも客一人ごとに消毒液又は石けん水で洗うこと。	条 1 の 2(3)
	顔面作業の際には、マスクを着用すること。	条 1 の 2(4)
	酒気を帯び、又は喫煙をしながら理容の業を行わないこと。	条 1 の 2(5)
消毒・布片・器具等	医薬部外品、器具その他の理容の業に使用する物は、その用法に従い、安全かつ適正に使用すること。	条 1 の 2(6)
	消毒済みの布片及び器具は、使用済みのものと区別して管理すること。	条 1 の 2(7)
	消毒液は、随時取り替えること。	条 1 の 2(8)
	皮膚に接する器具類は客 1 人ごとに消毒した清潔なものを使用するように努めること。	要領 4-10
	皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒するように努めること。	要領 4-11
	皮膚に接する布片類は清潔なものを使用し、客 1 人ごとに取りかえるように努めること。	要領 4-12
箱 ゴミ	くず毛及び汚物は、ふたのある毛髪箱又は汚物箱に収集し、適切に処理すること。	省 26-3 条 1 の 2(9)
処置 救急	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。	条 1 の 3(5)
井、壁、 床、天	作業場内の壁、天井、床は常に清潔に保つように努めること。	要領 3-1(4)
健康管理	従事者が結核、感染性の皮膚疾患（トビヒ、単純性疱疹、頭部白癬（シラクモ）、疥癬等）にかかったとき、保健所に届け出て、当該従事者を作業に従事させないように努めること。当該疾患が治癒した場合も同様に届け出るように努めること。	要領 3-2(1)

法：理容師法 省：理容師法施行規則 条：岐阜市理容師法施行条例 要領：理容所及び美容所における衛生管理要領

(2) 器具等の消毒方法

皮膚に接する器具は、次の区分に応じて消毒してください。 理容師法施行規則第 25 条

かみそり（専ら髪のカットに使用されるものを除く）、かみそり以外の器具で血液が付着しているもの又はその疑いのあるもの

洗剤をつけたスポンジ等で器具表面をこすり、
十分な流水（10 秒間以上、1 L 以上）で洗浄



消毒方法	調整・処理方法	注意事項
煮沸	沸騰してから 2 分間以上煮沸する。	合成樹脂製品は変形するものがある
エタノール	消毒用エタノール（76.9-81.4%エタノール水溶液）中に 10 分間以上浸す	液の蒸発、汚れの程度等により 7 日以内に置き替えること
次亜塩素酸ナトリウム	0.1%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に 10 分間以上浸す	金属及び動物性繊維製品は腐食するので長時間浸さない 液は毎日取り替える

かみそり以外の器具（クリッパー、はさみ、くし、刷毛、ふけ取り等）で血液が付着している疑いのないもの

器具を洗浄した後



消毒方法	調整・処理方法	注意事項
煮沸	沸騰してから 2 分間以上煮沸する	合成樹脂製品は変形するものがある
エタノール	消毒用エタノール（76.9-81.4%エタノール水溶液）中に 10 分間以上浸す、又は消毒用エタノールを含ませた綿若しくはガーゼで器具の表面を拭く	液の蒸発、汚れの程度等により 7 日以内に置き替えること

次亜塩素酸ナトリウム	0.01%以上の次亜塩素酸ナトリウム水溶液中に 10 分間以上浸す	金属及び動物性繊維製品は腐食するので長時間浸さない 液は毎日取り替える
紫外線	85 μ W/cm ² の紫外線を 20 分間以上照射する	
蒸気	80℃を超える湿熱に 10 分間以上触れさせる	合成樹脂製品は変形するものがある
逆性石けん	0.1%以上の水溶液中に 10 分間以上浸す	石けん、洗剤で洗ったものは十分すすいでから消毒する
グルコン酸クロルヘキシジン	0.05%以上の水溶液中に 10 分間以上浸す	液は毎日取り替える
両界面活性剤	0.1%以上の水溶液中に 10 分間以上浸す	液は毎日取り替える

タオル、布片類

理容所及び美容所における衛生管理要領第 5

消毒方法	注意事項
加熱	使用したタオル、布片類を洗剤で洗浄した後、蒸し器等の蒸気消毒器に入れ、器内が 80℃を超えてから 10 分間以上保持させる。
消毒薬	使用したタオル、布片類を次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、消毒する。消毒後は洗濯し、必要に応じて乾燥して保管するか又は蒸し器に入れる。

血液が付着したタオル、布片類は、廃棄するか又は血液が付着している器具と同様の洗浄消毒を行う。



4 開設後の保健所への届出等

	変更事項等	提出書類	
変更届	☐ 施設の名称の変更 ☐ 営業者の改姓、改名 ☐ 営業者の住所の変更 ☐ 法人代表者の変更 ☐ 法人の主たる事務所の所在地の変更 ☐ 従事者の改姓、改名	☐ 理容所変更届出書(様式第6号)	すみやかに
	☐ 管理理容師（管理理容師の選任・交代の場合）	☐ 理容所変更届出書(様式第6号) ☐ 管理理容師の修了証（原本）	
	☐ 構造設備の変更 ☐ 理容所内レイアウト等	☐ 理容所変更届出書(様式第6号) ☐ 変更後の平面図	
	☐ 従業者の雇入・解雇	☐ 理容所(従事者)変更届出書(様式第7号) ☐ 雇入者が理容師である場合は、理容師免許証（原本） ☐ 雇入者が理容師である場合は、健康診断書（結核、皮膚疾患がないこと）	
承継届	☐ 現営業者が前営業者から営業者の地位の譲渡を受けたとき	☐ 理容所承継(譲渡)届出書(様式第2号の2) ☐ 営業の譲渡が行われたことを証する書類（任意様式） ☐ （開設者が外国人の場合）住民票の写し（国籍等を記載したもの）	遅滞なく
	☐ 前営業者が死亡し、相続したとき ※については 1 本人の死亡年月日、2 相続権のあるすべての方の存在、3 相続権のある方の現在の姓の証明が必要です。戸籍全部（謄本）、原戸籍全部（謄本）などが必要な場合もあるため、市区町村窓口（岐阜市の場合、市民課）で相続に用いる旨を伝え、必要書類を請求して下さい。	☐ 理容所承継(相続)届出書(様式第3号) ☐ 戸籍謄本（原本）又は法定相続人情報一覧図の写し※（原本） ☐ 相続人全員の相続同意書（様式第5号）	
	☐ 営業者（法人）が合併または分割によって地位を承継したとき	☐ 理容所承継（合併）届出書（様式第4号） ☐ 理容所承継（分割）届出書（様式第4号の2） ☐ 承継する法人の登記事項証明書（合併または分割の事実が確認できること）	

廃止届	☐ 理容所をやめたとき ☐ 理容所を大幅に増築したとき（新規開設の届出も必要です。）	☐ 理容所廃止届出書（様式第8号） ☐ 理容所検査確認済証	すみやかに
証明書発行	☐ 証明書が必要なとき	☐ 発行手数料300円（キャッシュレス決済可） ☐ 証明願は来所時に渡します	必要時

5 理容所・美容所の重複開設について

平成28年4月1日から、次の条件のいずれも満たす場合に限り、理容所及び美容所を同一の場所で開設することができます。

認められる条件

- ・理容所及び美容所に必要な衛生上の要件をいずれも満たしている
- ・施術者全員が理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる事業所である

重複開設を行う事業所は、理容所・美容所それぞれ事前に届出を行い、その構造設備について検査を受け、基準に適合している旨の確認を受ける必要があります。

6 出張理容について

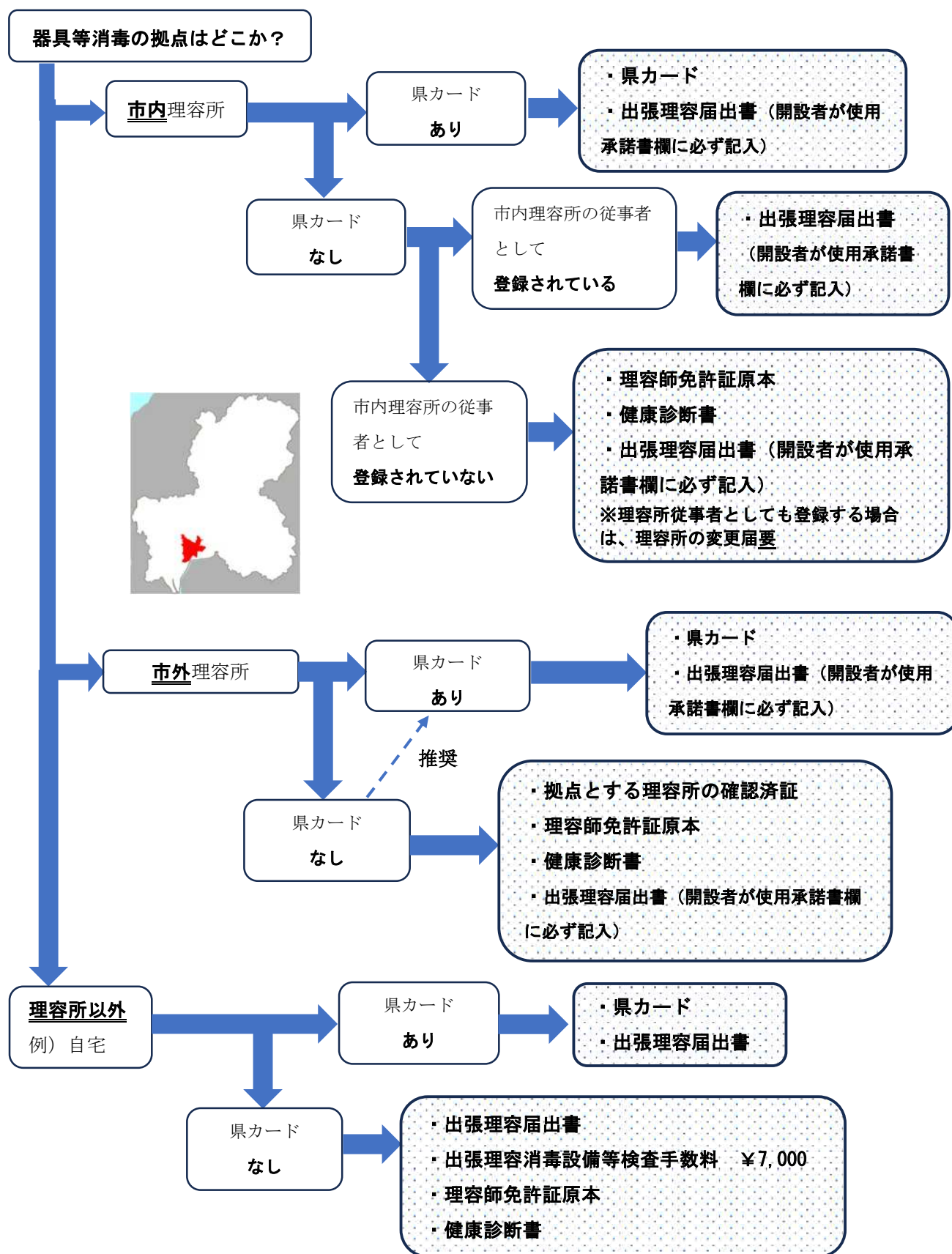
理容所以外で行う出張理容行為は、下記のとおり特別な場合しか行えません。また、出張理容を行おうとする者はあらかじめ保健所に届出をしなければなりません。

出張理容ができる場合

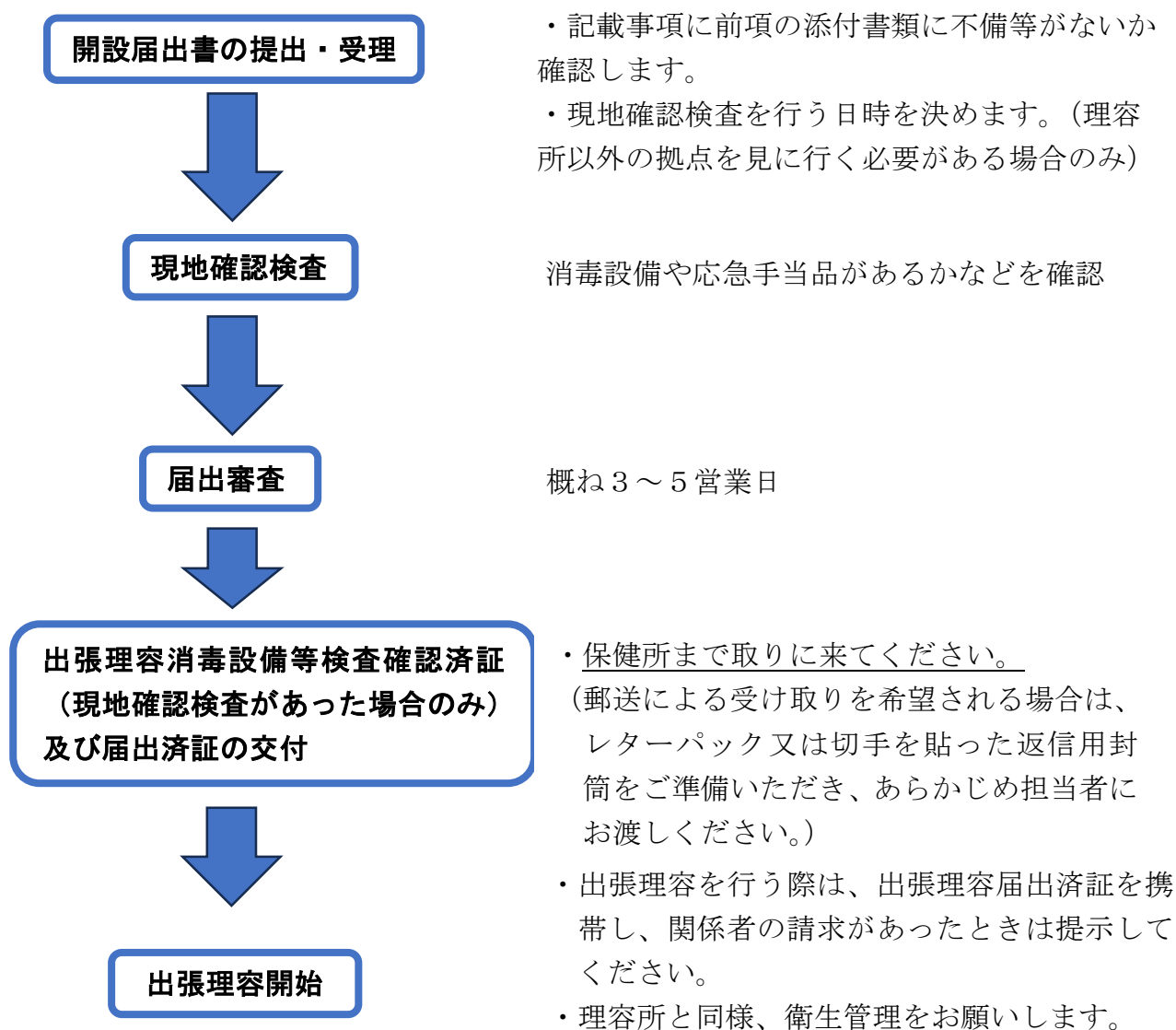
- (1) 疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
- (2) 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
- (3) 社会福祉施設その他の入所施設において、その入所者に対して理容を行う場合
- (4) 市長が特別の事情があるものとして認める場合

(1) 出張理容に係るフロー（手続きに必要なもの）

※県カード：岐阜県各保健所が発行した出張理容届出済証



(2) 出張理容の届出の流れ（岐阜市理容師法施行細則第10条）



出張理容を行うにあたり、以下の内容を遵守してください。

携帯する物	布片、器具その他を専用に消毒する機械器具又は設備	条1の2(10)ア
	外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料	条1の2(10)イ(ア)
	作業に必要な数の消毒済の布片、器具、これらを納める清潔な容器	条1の2(10)イ(イ)
	使用済みの器具を納める容器	条1の2(10)イ(ウ)
	消毒液、石けん	条1の2(10)イ(エ)
その他	作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。	条1の2(10)ウ
	作業の終了後、作業場を清掃し、清潔にすること。	条1の2(10)エ

条：岐阜市理容師法施行条例

7 届出の記入例 (1) 開設届

様式第1号 (第2条関係)

記入例

理容所開設届出書

(あて先) 岐阜市保健所長

理容所を開設したいので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

〈注意〉 届出書は、太枠内のみ記入してください。

申請年月日

●●年 ●●月 ●●日

住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

都府 **岐阜**市 町 **2**丁目 **19**番地 ビル 階
岐阜 道県 郡 **都通** 番 号

電話番号

氏名 (フリガナ) (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)

法人の場合は記入不要

岐阜 太郎 (ギフ タロウ)

生年月日 ●●年 ●●月 ●●日

営業所所在地

岐阜市 都通2丁目 19番地
番 号

営業所名 (フリガナ)

電話番号 (**058**) **252** — **7195**

岐阜理容院 (ギフリヨウイン)

開設予定年月日

●●年 ●●月 ●●日

開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合 (上記の場合を除く。) は、美容所の開設予定年月日

年 月 日

管理理容師氏名（フリガナ）（理容師である従業者の数が常時2人以上である場合に限る。）

岐阜 太郎（ギフ タロウ）

管理理容師住所

岐阜市都通2丁目19番地

規定の項目が無い場合は、取り直しとなります

添付書類

- 1 理容師については、健康診断書（結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書）
- 2 従業者（理容師に限る。）の数が常時2人以上である場合は、管理理容師の資格を証する書類
- 3 外国人が開設の届出をする場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

構造設備等の概要		営業所の平面図
作業所		
1 総面積	50 m ²	
2 作業所面積	30 m ²	
3 待合所面積	5 m ²	
4 椅子	2 脚	
5 床材料		
洗髪設備		
6 洗場	2 箇所	
7 排水	(下水道・側溝・その他)	
消毒設備		
8 紫外線消毒器	1 個	
9 蒸気消毒器	1 個	
10 薬物消毒器	1 個 (薬品名: エタノール)	
採光・換気設備		
11 換気窓面積	5 m ²	
12 換気装置	15 cmファン・2 台	
付帯設備		参考事項
13 汚物箱	1 個	
14 毛髪箱	1 個	

地区名	業 種	名 称
営業所所在地 岐阜市 町 丁目 番地	番 号	電話番号 () —
指令番号 岐阜市指令 第 号	確認年月日 年 月 日	
開設者氏名 岐阜 太郎	開設者住所 岐阜市都通2丁目19番地 電話番号 (058) 252 — 7195	
管理理容師氏名 岐阜 太郎	管理理容師住所 岐阜市都通2丁目19番地 電話番号 (058) 252 — 7195	
理容師免許番号・取得年月日 厚生労働省 第●●●●●号 ●●年 ●●月 ●●日	営業所付近見取図 	
管理理容師講習会修了番号・年月日 岐阜 第●●●号 ●●年 ●●月 ●●日		
記載事項変更 年 月 日 年 月 日 年 月 日		

従業者名簿						
理容師	氏名	都道府県等 免許番号	免許取得 年月日	雇入年月日 解雇年月日	結核、皮膚疾患その他厚生 労働大臣の指定する伝染性 疾病がある場合は、その旨	
	岐阜 太郎	厚生労働大臣 ●●●●●●	●●●●●●	-----		
	岐阜 二郎	岐阜県 ▲▲▲▲▲▲	▲▲▲▲▲▲	-----		
	鵜飼 金華	愛知県 ■●●●●■	■●●●●■	-----		
		-----		-----		
		-----		-----		
		-----		-----		
		-----		-----		
理容師以外 の従業者	氏名	雇入年月日 解雇年月日	氏名	雇入年月日 解雇年月日	氏名	雇入年月日 解雇年月日
		-----		-----		-----
		-----		-----		-----
		-----		-----		-----
		-----		-----		-----

年 月 日	監視指導事項・前回注意に対する改善の有無、措置、命令等	立会者名	担当者名
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

(2) 地位承継届 ①譲渡による承継

記入例

様式第2号の2 (第3条の2関係)

●●年 ●●月 ●●日

(あて先) 岐阜市保健所長

届出者の住所 **岐阜市都通2丁目19番地**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

届出者の氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(個人の場合) **厚生 花子**

(法人の場合) **株式会社 シティ岐阜**

代表取締役 岐阜 太郎

届出者の生年月日 ●●年 ●●月 ●●日

理容所承継 (譲渡) 届出書

理容所の開設者の地位を譲渡により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

理 容 所 の 名 称	岐阜理容院	
理 容 所 の 所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地	
理容所に係る届出番号	岐阜市保生指令第●●号	
譲 渡 人	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	岐阜市司町20番地 1
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	(個人の場合) 岐阜 太郎 (法人の場合) 株式会社 バーバーたろう 代表取締役 金華 一郎
譲 渡 の 年 月 日	●●年 ●●月 ●●日	
参考事項		

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し (住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

【 **理容**・美容・クリーニング・公衆浴場・興行場 】 営業の譲渡を証する書類

岐阜 太郎(個人)／ 株式会社バーバーたろう 代表取締役 金華 一郎(法人) (譲渡人)

は、

厚生 花子(個人)／ 株式会社シティ岐阜 代表取締役 岐阜 太郎(法人) (譲受人)

に対して、次のとおり営業を譲渡したことを証します。

・営業施設の名称 : **岐阜理容院**

・営業施設の所在地 : **岐阜市都通2丁目19番地**

・譲渡日 : **●●** 年 **●** 月 **●** 日

●● 年 **●** 月 **●** 日 (本書類作成日)

【譲渡人】 住所 **岐阜市●●町●●丁目●●—●**
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

(個人) **岐阜 太郎**
(法人) **株式会社バーバーたろう**
代表取締役 金華 一郎

氏名 _____
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

【譲受人】 住所 **岐阜市△△町△△丁目△—△**
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

(個人) **厚生 花子**
(法人) **株式会社 シティ岐阜**
代表取締役 岐阜太郎

氏名 _____
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(2) 地位承継届 ②(個人) 相続による承継

記入例

様式第3号(第3条の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所

岐阜市都通2丁目19番地

岐阜 鮎子

理容所承継(相続)届出書

理容所の開設者の地位を相続により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

理容所の名称		岐阜理容院
理容所の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
被相続人との続柄		妻
被相続人	住所	岐阜市都通2丁目19番地
	氏名	岐阜 太郎 死亡した開設者
相続開始年月日		●●. ●●. ●● 死亡した日
参考事項		戸籍謄本の場合、開設者の死亡日、現在の姓にて相続人全員が確認できるもの

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

記入例

様式第5号（第3条の2関係）

相 続 同 意 書

相続権のある者が
2人以上いる場合に必要

●●年 ●月 ●日

（あて先）岐阜市保健所長

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

氏 名 岐阜 二郎

岐阜
印

次のとおり理容所の開設者の地位を承継することに同意します。

相続権のある者

1 理容所

名 称 岐阜理容院

所在地 岐阜市都通2丁目19番地

2 被相続人

氏 名 岐阜 太郎

死亡した開設者

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

3 理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者

氏 名 岐阜 鮎子

営業を相続する者

住 所 岐阜市都通2丁目19番地

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(2) 地位承継届 ③ (法人) 合併による承継

記入例

様式第4号(第3条の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

名称及び主たる事務所の所在地

並びに代表者の氏名

合併後存続する法人

株式会社△△△

代表取締役 岐阜 花子

岐阜市都通2丁目19番地

理容所承継(合併)届出書

理容所の開設者の地位を合併により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

理容所の名称		岐阜理容院
理容所の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
合併により消滅した法人	名称	株式会社■■■■■
	代表者氏名	岐阜 太郎
	事務所所在地	岐阜市司町40番地1
合併の年月日		●●年 ●月 ●日
参考事項		登記事項証明書に記載された日付

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

(2) 地位承継届 ③ (法人) 分割による承継

記入例

様式第4号の2(第3条の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

名称及び主たる事務所の所在地
並びに代表者の氏名

分割により営業を
承継した法人

株式会社△△△
代表取締役 岐阜 花子
岐阜市都通2丁目19番地

理容所承継(分割)届出書

理容所の開設者の地位を分割により承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により届け出ます。

理容所の名称		うかい理容院
理容所の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
分割 前の 法人	名称	株式会社■■■■
	代表者氏名	岐阜 太郎
	事務所所在地	岐阜市司町40番地1
分割の年月日		●●年 ●月 ●日
参考事項		登記事項証明書に記載された日付

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

(3) 従事者変更届

記入例

様式第7号(第4条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先) 岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

理容所(従業者)変更届出書

理容所開設届出事項(従業者)を変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

名 称	うかい理容院							
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地							
変 更 事 項	従 業 者 雇 入 れ ・ 解 雇	氏 名	区 分	免 許			変更年月日	備考
		生年月日		都道府県等	番号	年月日		
		岐阜 一郎 H15.1.1	雇入れ ・解雇	厚生労働大臣	123456	R6.1.1	R6.4.1	
		岐阜 二郎 H17.1.1	雇入れ ・解雇				R6.3.31	
			雇入れ ・解雇					
	従 業 者	氏 名	変更前	変更後	変更理由		変更年月日	備考
		愛知 花子	岐阜 花子	愛知 花子	婚姻のため		R6.3.31	

添付書類

- 1 理容師の雇入れの場合にあつては、健康診断書(結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書)
- 2 理容師が結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患にかかった場合又は当該疾病が治癒した場合にあつては、その旨の医師の診断書

(4) 変更届

記入例

様式第6号(第4条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

理容所変更届出書

理容所開設届出事項を変更したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

名 称	岐阜理容院
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地
変 更 事 項	平面図 (いすの数)
変 更 前	(3脚)
変 更 後	別紙 (2脚)
変 更 理 由	営業都合による
変 更 年 月 日	●●年 ●月 ●日

添付書類

- 1 構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした平面図
- 2 管理理容師の変更にあつては、管理理容師の資格を証する書類

資格証の原本提示をお願いします。

(4) 廃止届

様式第8号(第5条関係)

記入例

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

岐阜 太郎

開設者の氏名・住所

岐阜市都通2丁目19番地

理容所廃止届出書

理容所を廃止したので、理容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

名 称	うかい理容院
所 在 地	岐阜市都通2丁目19番地
廃 止 の 理 由	例) 高齢のため、移転のため
廃 止 年 月 日	●●年 ●月 ●日

添付書類 理容所検査確認済証

紛失しました

確認済証を添付できない場合は、紛失した等の理由を余白に記載してください。

(5) 出張理容届

様式第9号(第10条関係)

記入例

出張理容届出書

(あて先)岐阜市保健所長

出張理容を行いたいのので、岐阜市理容師法施行条例第2条第1項の規定により届け出ます。

<注意>届出書は、太枠内のみ記入してください。

申請年月日

●●年 ●月 ●日

住所

岐阜市●●町1-2-3 △△マンション □□号室

電話 (●●●)●●●●—●●●●

氏名 (フリガナ)

携帯などつながりやすい番号を

岐阜 太郎 (ギフ タロウ)

生年月日 ●●年 ●月 ●日

理容師免許証

厚生労働大臣

第●●●●●号

●●年 ●月 ●日

出張理容を行う理由

例)・社会福祉施設に入所している人へ理容を行うため
・病気や怪我で寝たきり状態にあるなど、理容所に来ることができない人へ理容を行うため

出張理容を行う区域

岐阜市内一円

疾病の有無

結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無

☐有 ☒無

(理容所の消毒設備を利用する者)

理容所設備の使用承諾欄

上記の者は下記理容所の従業者であり、出張理容に使用する布片、器具その他の消毒については、下記理容所の消毒設備を使用することを承諾します。

●●年●月●日

理容所開設者: 保健 花子

理容所名称: 岐阜理容院

所在地: 岐阜市都通2丁目19番地

電話: (058) 252 — 7195

保健印

理容所の開設者が自署
又は押印

(理容所消毒設備の使用承諾がない者)

業務を行う拠点

所在地: 岐阜市●●町1-2-3 △△マンション □□号室

名称: 岐阜 太郎

電話: (●●●)●●●●—●●●●

どちらか
記入

添付書類(添付書類の省略は、下記※参照)

- 1 理容師免許証の写し(原本照合のため、免許証を持参のこと。)
- 2 結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣が指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書(発行後 3 か月以内のもの)
- 3 理容所が理容師法第 11 条の 2 の確認を受けていることを証する書類(理容所の従業者である理容師がその理容所の消毒設備を使用する場合に限る。)

※岐阜市内の理容所の従業者である理容師は、上記書類の添付を省略することができる。

※岐阜県理容師法施行条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った理容師は、上記書類に代えて、岐阜県の出張理容届出済証の写しを添付することができる。

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

理容所の消毒設備を利用する者	
理容所	開設者： 保健 花子
	名 称： 岐阜理容院
	電話：(058) 252 — 7195
	所在地： 岐阜市都通 2 丁目 19 番地

どちらか
記入

理容所消毒設備の使用承諾がない者		
業 務 を 行 う 拠 点	所在地： 岐阜市●●町 1-2-3 △△マンション □□号室	
	名 称： 岐阜 太郎	電話：(●●●)●●●●—●●●●
消 毒 設 備 等	消毒設備等の詳細	消毒する器具等
	☐ 煮沸消毒器 個	
	☒ 薬物消毒器 (薬品名： エタノール) 1 個 (薬品名： 次亜塩素酸ナトリウム) 1 個 (薬品名：) 個	ハサミ、クシ等
	☒ 紫外線照射器 1 個	ブラシ等
	☐ 蒸気消毒器 個	
	☐ 使い捨ての器具等	

業種 出張理容			
出美 第 号		出張理容届出済証交付年月日 年 月 日	
出張理容消毒設備等検査確認済証指令番号 岐阜市指令 第 号		確認年月日 年 月 日	
理容師名 岐阜 太郎 生年月日 ●●年 ●月 ●日			
住所 岐阜市●●町1-2-3 △△マンション □□号室 電話： (●●●)●●●●-●●●●			
理容師免許取得年月日 ●●年 ●月 ●日		理容師免許番号 厚生労働大臣 第●●●●●号	
出張理容を行う理由 例) 社会福祉施設に入所している人へ理容を行うため			
記載事項変更 ・ 年 月 日 ・ 年 月 日 ・ 年 月 日			

年月日	監視指導事項・前回注意に対する改善の有無 その他	立会者名	担当者名
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

年月日	監視指導事項・前回注意に対する改善の有無 その他	立会者名	担当者名
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

(5) 出張理容廃止届

記入例

様式第 11 号(第 12 条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所

岐阜 太郎
岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

出張理容廃止届出書

出張理容をやめたので、岐阜市理容師法施行条例第 2 条第 2 項の規定により届け出ます。

出張理容届出済 証 交 付 年 月 日	●●年 ●月 ●日
廃 止 の 理 由	例) 高齢のため
廃 止 年 月 日	●●年 ●月 ●日

添付書類

出張理容届出済証

紛失しました

届出済証を添付できない場合は、
紛失した等の理由を余白に記載し
てください。

6 理容所における主な関連機関連絡先

問い合わせ事項	担当課	電話番号
理容師の免許申請に関すること	公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所 (東海地方の場合)	052-684-5657
管理理容師修了証に関すること		
理容師試験に関すること		
戸籍に関すること（岐阜市民の場合）	市民課	058-214-6174



岐阜市の HP からでもオンラインの申請・届出ができます。

理容所に関するお問い合わせ・ご相談

岐阜市保健所 生活衛生課 環境監視係

岐阜市都通2丁目19番地

TEL 058-252-7195

e-mail : s-eisei@city.gifu.gifu.jp

